

新国立競技場の整備に関する
国・東京都の財源検討ワーキング・チーム（第1回）
議事録

日 時：平成27年9月18日（金）16:00～17:00

場 所：都道府県会館

出席者：古谷内閣官房副長官補、中川内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室総括審議官、内藤総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当）、美並財務省主計局次長、高橋文部科学省スポーツ・青少年局長、安藤副知事、潮田政策企画局次長、小山オリンピック・パラリンピック準備局理事（大会準備調整担当）、山田財務局主計部担当部長

【中川審議官】

今日は皆様お忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

第1回目の国と東京都の財源検討ワーキング・チームの会合を開催させていただきます。

お手元に今日の議事次第があると思いますが、冒頭に古谷副長官補及び安藤副知事から一言ずつ御挨拶を頂きまして、その後、配布した資料に基づき国の考え方を御説明させていただきます。

それでは、古谷副長官補、お願いします。

【古谷副長官補】

副長官補の古谷でございます、よろしくお願いたします。

8月28日に新国立競技場の新たな整備計画を策定させていただきましたが、それに当たり、舛添知事には計3回、関係閣僚会議にお出ましをいただきまして大変感謝申し上げます。

おかげさまで、東京都側の御意見も反映することができ、円滑に新整備計画を取りまとめることができたと考えております。

このワーキング・チームにおきましては、具体的な財源負担のあり方につきまして、東京都と国で連携して、国民・都民の納得がいただける具体案を詰めていければと思っております。

率直にお互いの考え方を披瀝させていただきまして、精力的に意見交換をさせていただければと思っております。

最終的には、おそらく舛添知事と遠藤大臣とで調整をさせていただく場面もあるかと思っておりますし、関係閣僚会議で成案を得させていただくという段取りになるかと思っておりますが、この場は、お互いに意見をぶつけ合っていければと思っておりますので、私どもも言いたいことは率直に申し上げますので、そちらからも腹藏なくいろいろな御指摘をいただければ

ばと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【安藤副知事】

皆様方には、日頃より2020年大会に御協力を賜り、ありがとうございます。

知事が関係閣僚会議に出席させていただきまして、開催都市の長として、メインスタジアムである新国立競技場が大会の開催・準備に支障なく整備され、大会後もレガシーとなるようにということで、そのためには全面的に協力すると申し上げたところであります。

昨日、都議会のオリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会が開かれ、新国立競技場の整備に関し3時間以上にわたって質疑が行われました。

新国立競技場のこれまでの経緯も含め、都民・都議会の関心が極めて高く、我々もそういう方々の理解を得られないと進められないということを改めて感じたところであります。このワーキング・チームの場で、今、古谷副長官補からもお話いただきました。

我々も国立にお金を入れるということはなかなか経験がないことですので、支出できるのか否かも含めて、是非、忌憚のない意見交換をさせていただければと思います。

よろしくお願いたします。

【中川審議官】

ありがとうございます。

副知事及び官房副長官補のお言葉の主旨を踏まえまして、腹蔵なく意見交換をさせていただきたいと思いますが、早速ですが、お手元の資料、今日は資料を4つほど準備させていただいておりますが、順次説明をさせていただきたいと思います。

資料1がこのワーキング・チームのスケジュールということになっております。

今日を第1回目として、第2回目を10月7日から9日ぐらいを目途にしようかと。

そして第2回目の時は、東京都のお考えを聞かせていただく会になると理解をしております。

第3回目から、いろいろな中身についての、いわば本当の議論のプロセスになると思っております。その展開次第になるかと思いますが、冒頭、古谷の方からもありましたように、最終的には遠藤大臣と舛添知事の御相談という形で締めくくることになるかと思っております。

むろん、結論を得ました後は、関係閣僚において成案をきちんと正式に得るという形を考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

次に資料2でございますが、国の今あります指針としては、3年前の閣議了解で多様な財源を得るということで、スポーツくじのこともこれまでいろいろと触れられておりますので、スポーツくじ、totoについて、高橋スポーツ・青少年局長より簡単に御説明をお願いできればと思います。

【高橋局長】

資料2でございますが、すでにご承知のことと思っておりますが、簡単に確認だけさせていただきたいと思っております。

まず、スポーツ振興投票、totoは、2013年に法律が改正されまして、第1点としては、国際試合も対象とし、売上の幅を広げることとしました。

それに合わせて、第2点として、くじの売り上げの一部を国立競技場の整備の財源に充当ができるような改正をしております。

具体的な条文は次のページでございますが、第8条の3で、売上金額の100分の5を超えない範囲内において文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額、これは協議の結果、実際100分の5となっておりますが、これを国際的な規模のスポーツ競技会の招致又はその開催が円滑になされるようにするために行うスポーツ施設の整備に充てることができるようになっております。

財務大臣との協議で、国立霞ヶ丘競技場の整備が認められています。実際の金額がどのくらいの規模かといいますと、前のページに戻りますが、まず総売上の半分は当せん金として払い戻しをするということになっております。

そこから、さらに経費を差し引きます。

これは売上の1割プラス100億円が上限となっております、今、売上が約1,100億円ですので、210億円が上限となっております。

そこからさらに今見ていただいた5%が特定金額として引かれまして、残った収益の3分の1を国庫納付、3分の2は助成事業に財源として配分するという大枠になっております。

平成25年度売上が1,081億円、26年度売上が1,108億円となっております、それぞれの5%にあたる54億円と55億円が特定金額として、特定業務勘定、競技場整備のための特別の経費に繰り入れられております。

実際には、前年度の売上が確定して翌年度の5月頃に前年度分が繰り入れられるという流れになっております。

簡単ですが説明は以上でございます。

【中川審議官】

引き続き、資料3について中川より説明をさせていただきます。

ここで提示しておりますのは、8月末に決めました新整備計画の中では、工事費、設計・監理等に要するコストの上限額を定めたところでございますが、新国立競技場がオリンピックスタジアムとして完成していくまでにはその他のコストもございます。

ここは、議論の開始のスタート点として、コストの全体がどういうものがあるのかということイメージとして提示をしているものでございます。

したがって、この1枚目の表の中には、新整備計画の中で決めました工事費に加えまして、工事の関連経費、そして工事費以外の関連経費も含めました、いわば整備コスト

の全体像をお示ししているものとなっております。

すでに皆様、御承知のことと重複するかもしれませんが、ざっと説明させていただきますと、順番に左から①の工事費の合計額1,550億円程度は、スタジアム本体の整備工事費1,350億円程度と周辺整備の200億円程度の合計額になりますが、この周辺整備の200億円程度につきましては、外苑西通り及び新宿区道上空の連絡デッキの費用37億円程度が含まれております。

1つ右側の②設計・監理等の40億円程度につきましては、新整備計画で示したとおりのものでございます。

③の解体工事55億円程度及び④日本青年館・JSC本部棟移転に要する174億円程度、⑤埋蔵文化財発掘調査の14億円程度につきましては、先般の新整備計画でも、支出済み又は支出予定の関連経費として参考としてお示ししていたものでございます。

もう一つ右の⑥の回収不可能な費用62億円程度につきましては、旧計画に係る設計業務、技術協力業務、デザイン監修業務などに係る費用のうち、既に支出済み又は支出予定となっているものでございます。

続きまして、⑦建設工事と分離して別途導入される設備・機器等の費用とは、スタジアムの竣工後に設置・搬入する設備・機器、競技用機器、迎賓室・会議室の什器・備品などが想定されておりますが、見ていただいて分かりますとおり、現時点では具体的な内容・金額は未確定なものとなっております。

⑧と⑨につきましては、新整備計画における整備コストには含まれていないものですが、東京都に関連する費用ですので、コストの全体像において確認させていただいております。

⑧都区有地に係る費用につきましては、新国立競技場の敷地となる都有地、新宿区有地、渋谷区有地がございますので掲げておりますが、現時点では金額は未確定でございます。

⑨東京体育館デッキ接続改修等16億円程度につきましては、内訳は東京体育館デッキ接続改修に1億円程度、現都営住宅敷地の公園整備に15億円程度と伺っております。

これらの内訳の項目、さらに備考的な情報につきましては、2ページ目の資料により詳しく整理をさせていただきましたので、御覧いただければと思っております。

続きまして、3ページ目の「新国立競技場の整備に関する負担について」という1枚がございます。

これは、現時点における国側の考えを整理させていただいたものでございますが、この字句通りの説明になってしまうかもしれませんが、そもそも新国立競技場の整備は、当然ながら、国の責任において行うものでありますが、同時に、都民に相応の受益があるものと考えております。

例えば、東京都民にとっての神宮外苑におけるスポーツの一大拠点としての機能、あるいは、東京都の帰宅困難者条例や新宿区地域防災計画などを踏まえて整備される防災機能、あるいは、公園・広場・歩道・空地等の周辺整備、そして、例えば、明治公園周辺の慢性的な駐車場不足の解消に寄与する地下駐車場などがあると考えられます。

続きまして、二つ目の丸のところでございますが、私からの説明の後、財務省から具体的な例の説明をさせていただきますが、国の直轄事業におきましては、地元の受益を勘案いたしまして、国の負担の2分の1の地元負担が発生するのが基本となっていると理解しております。

新国立競技場の整備におきましても、応益負担の観点から国の直轄事業の考え方を援用して、一定の地元負担の協力を求めることには、合理性があるものと考えておる次第でございます。

国といたしましては、国費とJSC法に基づく特例措置によるスポーツくじの売上の一部を競技場の整備に充てる予定としておりますが、これらの実質的な国の負担額の2分の1程度の負担を東京都に御協力いただけないかと考えておる次第でございます。

続いて、国の事業に関する地方の負担につきまして主計局の美並次長より説明をさせていただきます。

【美並次長】

主計局次長の美並です。

資料4に基づきまして、国の事業に関する地方の負担について、もう御承知の内容かと思いますが、簡単に御説明させていただきます。

国が行う道路の新設・改築や河川の改良工事などのいわゆる直轄事業におきましては、それぞれ、道路法や河川法などの法律によって、原則、国：地方の負担割合が2：1と定められているところでございます。

2ページ、3ページに法律をつけておりますが、国がその3分の2を、都道府県がその3分の1をという負担の定めがあります。負担の対象となる事業費には、工事費、測量設計費、用地買収費及び移転補償費などが含まれております。

以上でございます。

【中川審議官】

ただいまの財務省の説明にありましたとおり、国の直轄事業において、国と地方が分担して負担をする対象事業費には、工事費、測量設計費、用地買収費及び移転補償費などが含まれてございます。

この考え方を踏まえると、先ほど私の方から説明しました資料3「コストの全体像」のうち、どのようなコストが、財務省から説明のありました考え方の整理に沿って、今後、負担を、あるいは東京都からの御協力をいただく対象経費に含まれるのかということについて御説明させていただきたいと思っております。

今のような対象経費の考え方からいたしますと、先ほどの資料3の①工事費の1,550億円程度、②設計・監理等の40億円程度、③解体工事の55億円程度、そして④日本青年館・JSC本部棟移転のうち日本青年館移転に伴う補償費相当分が125億円程度でございます。

これらについては、国の公共事業の直轄事業負担金の考え方を援用した場合、東京都の御協力を検討する対象経費に含めることに合理性があるのではないかと考えておる次第でございます。

また、⑦建設工事と分離して別途導入される設備・機器等の費用のうち、将来の都民の受益につながるような費用があるのではないかと。

例えば、警備・防災対策に必要なものや通信環境整備に係る費用については、今後の協議対象になりうるのではないかと考えておる次第です。

また、⑧都区有地に係る費用の詳細については先程説明したとおりですが、この部分の取扱いについては、今後、東京都の御意見を伺わせていただきたいと思いますと考えております。

最後になりましたが、⑨東京体育館デッキ接続改修等の16億円程度については、国といたしましては、東京都の負担で実施される事業であるかと認識しております。

それでは準備いたしました資料の説明は以上でございますが、今の説明で不明な点ですか、さらに必要なこと等がございましたら、何なりと自由に御発言いただければと思います。

【潮田次長】

正式には第2回目の時に東京都の意見をまとめた形でお渡ししたいと考えておりますが、とりあえず、いただいた資料でいくつか意見を申し上げさせていただきます。

一点目は、都民への説明に際して、ある意味積み上げ的な要素が必要だと考えております。

最終的な法整備というところでは、お話のあった国直轄、そういったものが議論されるのは、これまでの国と地方の財政負担の一般的な議論としては、法律上は理解できないものではありませんが、都民の受益がどれだけあるのかを、できるだけ定量的にお示しいただければと思います。

それから、資料3の1枚目のイメージ図のところで申しますと、元々、関係閣僚会議の時には、本日の参考資料にあります別紙2「新国立競技場の整備コスト」が提示をされた資料だったと思っております。

都としては、工事費として世間に周知されている1,550億円というのがまずは議論のスタートラインなのではないかというのが最初の印象でもございます。

資料3の②以降の話につきましては、今後、議論の中で詰めさせていただく必要があるかと思いますが、やはりこの別紙2にある1,550億円、それから下の設計・監理等40億円のあたりが、新国立競技場の整備に関連するものとして議論の俎上に上げられるものかと考えております。

一方で、日本青年館とJSCの本部移転経費などにつきましては、この間様々な議論がされており、それらは都民の理解は得にくく、当然都議会においても結構厳しい議論になるのではないかと想定されます。

【小山理事】

この3枚目のコストのところでは国の直轄事業と同等という、地元負担ということだけではなく制度全体について国の直轄事業と同等という考え方に立つといたしますと、特定財源をまず控除してからということの対象経費を確定していくということがあるかと思えます。

第2回でまた時間がございますのでそちらでしたいと思いますけど、totoにつきましても、その売上、今5%ですが、その全額を充てているということもございますけど、この財源のところを議論するにあたりましては、やはり全額を特定財源として控除して、その後直轄事業的に考えていくのかなというような気もするところがございます。

その辺のところはまた色々意見を承ればと考えております。

昨日の都議会のオリンピック・パラリンピック推進対策特別委員会におきましても、知事は、財源の全体像を、まず東京都の負担がどのレベルという前に、まず財源の全体像を考えて、その中で、都の財政負担を考えていくのだという答弁をいたしておきまして、財源の枠組みについてこのワーキングにおきましても意見交換させていただければと考えております。

【山田部長】

今の件に関連してお聞きしたいんですけど、今の国側の方でお考えになられているtotoの充て方というのは、現時点ではどのような取扱いをされるような予定ですか。

【高橋局長】

どのような取扱いかというと。

【山田部長】

当初から特定財源として除くのか、それとも国庫に含めるようなお考えがあるのかどうか。

【美並次長】

今の時点は、まさにtotoも入れて、国費も入れて、その2分の1をお願いしたいということでございます。

その負担の考えに書いてあるとおりでございます。

【中川審議官】

先ほど私が御説明させていただいた時に、国としては国費とスポーツくじを充当することにして、それを言わば実質的な国の負担分というふうに説明させていただいたんですけ

ども、その2分の1をと、申しましたのが今、美並次長から説明があったとおりです。

【山田部長】

そうであるならば、今小山から話をさせていただいたとおり、我々の今の印象でございますけど、やはりこのtotoの財源につきましては、特定財源としてまずは控除するのではないのかなというのが今お聞きしたばかりの率直な印象です。

【中川審議官】

今回は、東京都側の考え方の整理をお聞かせていただくということで、無論、まだ具体的な設計図もない中でですね、どう考えていくかという整理をつけなくてはいけないところもありますので、ちょっと国の側としてもちょっとお時間いただいて、遅くともこの10月半ばの議論の時までには、ちょっと議論の対象になるようにですね、準備は進めさせていただくというような感じでよろしいですか。

【潮田次長】

はい。

【安藤副知事】

ちょっと最後にいいですか。

理論的積み上げについても、やはりやらないわけにはいかないということで、先ほどの発言となったわけですが、仮に法律をつくるとなると、準拠という形になるのでしょうか、直轄という制度をそのまま横引くというのと準拠というものは、やっぱり違いが出てきて、例えば用地と補償費の問題が、今話題になっていますが、道路の場合って、用地と補償費で9割なんですよ。

それを外さないといけないなと思うんですけども、今回の国の土地だと思っていたところにある青年館の移転経費を負担するというのかと、更地になったところに躯体を造るのが1,550億、設計・監理等を入れて1,590億じゃなかったのかと、たぶんそういうことになるような気がするので、その難しさはあるということは、ぜひご理解をお願いしたい。

ただし、繰り返しになりますけれども、協力するというのは重ねて申し上げます。是非、できるところは情報交換をお願いできればという主旨でございます。

【古谷副長官補】

副知事の言われたことはよく分かりました。

私どもが今日出したのは、全体像となっています。

ある部分のうち、いくらを東京都で負担してもらおうんですよとか、説明の仕方は、また色々あるんだと思いますので、その辺も含めて今日いただいた宿題を私どもも考えながら、

また第2回目に臨ませてもらうと思いますので、よろしく願いいたします。

【安藤副知事】

こちらこそ、よろしく願いします。

【中川審議官】

それでは、本当にありがとうございました。

2回目もよろしく願いします。

(以上)